

防犯カメラ設置費を助成します！（令和7年度）

川口市防犯カメラ設置費補助金

補助金の目的

安全で安心して暮らせる、犯罪のない地域社会の実現を目的として、犯罪抑止に有効なハード整備である防犯カメラの設置に対し助成します。多くの子どもたちが利用する公園や不特定多数の人が利用する公道等、公共空間を撮影するカメラが対象となります。

申し込み対象者 及び申請台数

町会・自治会長名での申請とします。
令和7年度の申請上限は、下表のとおりです。

設置済み台数（※市補助金利用）		令和7年度の申請上限
0台	→	3台
1台	→	2台
2台以上	→	1台

補助予定台数

令和7年度は、30台までとします。
なお、希望台数が補助予定台数を超えた場合は、調整の上、決定します。

補助金額

防犯カメラ1台につき20万円を限度として補助します。

補助対象経費

- 防犯カメラ設置にかかる以下の経費
- ・機器購入費（カメラ・レコーダー等）
 - ・「防犯カメラ作動中」等の表示板製作費
 - ・工事費及び電力会社に関わる申請手数料



※維持管理費（電気料含む）は、町会・自治会負担となります。

スケジュール （予定）

4～5月末	申請希望台数について「防犯カメラ設置費補助金事前申込書」を防犯対策室あて郵送、FAX、または持参にて申し込み
6月中旬	補助団体の決定、通知
6月下旬以降	「補助金交付申請書」を防犯対策室に提出（8月末締切）
	補助金交付決定
	防犯カメラ設置工事着手、完了
	「実績報告書」・「補助金交付請求書」を防犯対策室に提出 補助金の交付

設置時期

補助金交付決定後から令和８年３月までに設置を完了して下さい。

※交付決定以前に工事に着手したものは補助の対象となりません。

設置場所及び撮影範囲

- ・原則として、画像の３分の２以上が、公道・公園等の公共空間を撮影して下さい。
- ・撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等に事前に説明し、同意を得ておく必要があります。
- ・防犯カメラ設置場所の見やすい位置に防犯カメラを設置している旨の表示および設置者名（町会・自治会名）の表示をして下さい。

維持管理費

- ・申請にあたっては、設置後に発生する電気代や保守管理費用などのランニングコスト等についても十分に検討をお願いします。

適切な運用

- ・防犯カメラの運用時間は、原則２４時間として下さい。
- ・録画データの保存期間は、概ね７日間以上として下さい。
- ・捜査機関等からの要請がない限り、録画データの取り出しはしないで下さい。
- ・防犯カメラを適切に管理及び運用するため、防犯カメラ管理責任者を置いて下さい。
- ・設置後、５年間は運用して下さい。
- ・設置者は、防犯カメラの管理・運用等に関する規程等を策定して下さい。
(ひな型は、市ホームページからダウンロードできます。)
- ・設置業者は、できる限り市内業者を活用して下さい。
- ・電力会社と契約する際は、「防犯カメラ電気料」として契約して下さい。

※「防犯灯電気料」の契約に含めないようお願いいたします。

・老朽化などの理由により既設置のカメラを取り外し付け替える場合は修繕扱いとなりますので、ご注意ください。

※別途修繕費の補助金がございます。

お問い合わせ

川口市役所 防犯対策室（第一本庁舎５階）

TEL ０４８－２４２－６３６１（直通）

FAX ０４８－２５８－１１６０